○神奈川県生活環境の保全等に関する条例(平成9年神奈川県条例第35号)新旧対照表

改 TF.

(汚染土壌による埋立て等の禁止等)

- 第58条の3 何人も、汚染土壌を使用して埋立て、第58条の3 何人も、汚染土壌を使用して埋立て、 盛土その他の土地への土砂の堆積(以下この条に おいて「埋立て等」という。)を行ってはならな い。ただし、<u>次に掲げる</u>埋立て等にあっては、こ の限りでない。
 - (1) 土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第 6条第4項に規定する要措置区域又は同法第 11条第2項に規定する形質変更時要届出区域 内において行う埋立て等
 - (2) 土壌汚染対策法第18条第1項第2号又は第 3号に規定する土地の形質の変更として行う埋 立て等
 - (3) 土壌汚染対策法第22条第1項に規定する汚 染土壌処理施設において行う埋立て等
 - (4) 汚染土壌の除去、拡散の防止その他の措置 又は汚染土壌の処理若しくは保管を適正に行 うために必要な埋立て等であって規則で定め るもの
- 2 (略)

(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等) 第59条 (略)

(略)

特定有害物質使用事業所を設置している者は、 当該特定有害物質使用事業所を廃止しようとす るときは、前条の指針に基づき、規則で定めると ころにより、当該特定有害物質使用事業所に係る 特定有害物質使用地における特定有害物質によ る土壌の汚染の状況を調査し、その結果その他規 則で定める事項を知事に報告しなければならな い。ただし、当該特定有害物質使用地において、 土壤汚染状況調査(土壌汚染対策法第2条第2項 に規定する土壌汚染状況調査をいう。以下同じ。) (同法第14条第3項の規定により土壌汚染状況 調査とみなされる調査を含む。以下この項におい て同じ。)が行われた場合にあっては、当該土壌 汚染状況調査の内容が本文の規定による調査と 重複すると認められる限りにおいて、当該調査を することを要しない。

4 (略)

別表第2(第96条の3、第96条の4関係) (略)

備考 10・15 モードによる測定とは自動車から排出備考 1 10・15モードによる測定とは、自動車が される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域 における総量の削減等に関する特別措置法施 行規則(平成4年総理府令第53号)別表第1

(汚染土壌による埋立て等の禁止等)

盛土その他の土地への土砂の堆積(以下この条に おいて「埋立て等」という。)を行ってはならな い。ただし、生活環境を保全するために必要な措 置として規則で定める措置が講じられている埋 立て等にあっては、この限りでない。

(略)

(特定有害物質の使用状況等の記録の管理等) 第59条 (略)

特定有害物質使用事業所を設置している者は、 当該特定有害物質使用事業所を廃止しようとす るときは、前条の指針に基づき、規則で定めると ころにより、当該特定有害物質使用事業所に係る 特定有害物質使用地における特定有害物質によ る土壌の汚染の状況を調査し、その結果その他規 則で定める事項を知事に報告しなければならな い。ただし、当該特定有害物質使用地において、 土壤汚染状況調査(土壌汚染対策法(平成14年法 律第53号) 第2条第2項に規定する土壌汚染状況 調査をいう。以下同じ。) (同法第14条第3項の 規定により土壌汚染状況調査とみなされる調査 を含む。以下この項において同じ。)が行われた 場合にあっては、当該土壌汚染状況調査の内容が 本文の規定による調査と重複すると認められる 限りにおいて、当該調査をすることを要しない。 4 (略)

|別表第2(第96条の3、第96条の4関係) (略)

> 車両重量に110キログラムを加算された状 態において、原動機が暖機状態となった後 に、道路運送車両の保安基準(昭和26年運

改正

の備考2に規定する 10・15 モードによる測定 を、ディーゼル自動車用 13 モードによる測定 とは同表の備考6に規定するディーゼル自動 車用13モードによる測定をいう。

別表第3(第96条の4関係)

別表第3(第96条の4関係)		
	特定自動車の種別	粒子状物質の量
	道路運送車両法第75条	(略)
	第1項の規定による型	
	式の指定を受けた特定	
	自動車 (同法に基づき特	
	定自動車の種別に応じ	
	た粒子状物質の技術基	
	準が初めて施行された	
	日前に <u>同項</u> の規定によ	
	る型式の指定を受けた	
	ものを除く。) <u>又は同法</u>	
	第75条の2第1項の規	
	定による型式の指定を	
	受けた特定共通構造部	
	(排気管から大気中に	
	<u>排出される排出物に含</u>	
	まれる粒子状物質を減	
	少させる装置を含むも	
	のに限る。)若しくは同	
	法第75条の3第1項の	
	規定による型式の指定	
	を受けた一酸化炭素等	
	発散防止装置を備えた	
	特定自動車	
	(略)	

別表第4 (第96条の9関係)

自動車から排出される粒子状物質の量を増大させ る燃料

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 1及び2に掲げるもののほか、次の表の左欄 3

現 行

輸省令第67号) 別表第3に掲げる運転条件 で運行する場合に発生し、排気管から大気 中に排出される排出物に含まれる粒子状 物質の質量を測定する方法をいう。

2 ディーゼル自動車用13モードによる測定とは、自動車を道路運送車両の保安基準別表第7の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の単位時間当たりの質量にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの粒子状物質の質量を測定する方法をいう。

別表第3(第96条の4関係)

別表第3(第96条の4関係	糸 <i>)</i>
特定自動車の種別	粒子状物質の量
道路運送車両法第75条	(略)
第1項の規定による型	
式の指定を受けた特定	
自動車又は同法第75条	
の2第1項の規定によ	
る型式の指定を受けた	
一酸化炭素等発散防止	
装置(装置型式指定規則	
(平成10年運輸省令第	
66号) 第2条第9号に規	
定する一酸化炭素等発	
散防止装置をいう。)を	
備えた特定自動車(同法	
に基づき特定自動車の	
種別に応じた粒子状物	
質の技術基準が初めて	
施行された日前に <u>同法</u>	
<u>第75条第1項</u> の規定に	
よる型式の指定を受け	
たものを除く。)	
(略)	

別表第4 (第96条の9関係)

自動車から排出される粒子状物質の量を増大させ る燃料

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 1及び2に掲げるもののほか、次の表の左欄

改 正 に掲げる燃料の性状が、それぞれ同表の右欄に 掲げる基準値を満たさない燃料

燃料の性状 基準値 (略) 10パーセント残油の残 (略) 留炭素成分(日本工業規 格K2270-1又はK2270-2 に定める方法で測定し た燃料の性状をいう。) セタン指数(日本工業規(略) 格K2280-4又はK2280-5 に定める方法で算出し た燃料の性状をいう。) 硫黄分(日本工業規格K(略) 2541-1、K2541-2、K 2541-3、K2541-4、K <u>2541-6又はK2541-7</u>に定 める方法で測定した燃 料の性状をいう。)

現 行 に掲げる燃料の性状が、それぞれ同表の右欄に

掲げる基準値を満たさない燃料	
基準値	
(略)	
(略)	
(略)	
(